財産管理制度の見直し

第1 不在者財産管理制度の見直し

1 不在者の特定の財産を管理対象とする不在者財産管理人の選任

従来の住所又は居所を去った者(以下「不在者」という。)がその管理人を置いていないときは、家庭裁判所は、不在者の財産のうちの特定の財産のみを管理対象として、不在者の財産の管理人(以下「不在者財産管理人」という。)の選任を含む必要な処分を命ずることができる旨を明文化することについて、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 不在者の特定の財産のみを管理対象とする不在者財産管理
 - (1) 見直しの必要性

現行法の下では、所有者が従来の住所又は居所を去って容易に帰来する見込みのない土地の管理については、不在者財産管理制度(民法第25条以下)が活用されている。

もっとも、不在者財産管理制度は、一般に、不在者の財産全般を管理するものと 理解されており、例えば、不在者の財産のうち、特定の土地(財産)の管理のみが 管理を要する場合であっても、選任される不在者財産管理人は不在者の財産全般を 管理することが求められるため、判明している不在者の財産の全部を管理しつつ、 他に不在者の財産がないかを調査するなど、財産全般を管理するための事務作業等 の負担を強いられ、事案の処理にも時間を要しているとの指摘がある。

また,財産管理人の報酬を含む管理費用は不在者の財産から支出されるのが原則であるが,不在者の財産から管理費用を賄うことができないときには,申立人が管理費用相当額の予納金の納付を求められることがある。財産管理人の職務が上記のような負担を伴うものであるため,求められる予納金の額が高額になり,予納金が準備できないために財産管理制度を利用することができず,結局,管理の必要な土地(財産)が放置されることになりかねない。

(2) 現行法制との整合性

不在者財産管理制度は、従来の住所又は居所を去って容易に帰来する見込みがないことを前提に、「不在者」という「人」の財産の管理を目的とするものであり、通常、人の財産は、財産全般の状況を踏まえて管理されるものであることを考慮し、不在者の利益を保護する観点から財産全般を管理するものと理解されている。そうすると、不在者の利益を害しない場合においては、事案に応じて、特定の財産のみを管理することは検討の余地がある。

また、家事事件手続法においては、財産管理人の選任処分の取消事由として「財

産の管理を継続することが相当でなくなったとき」が挙げられており(家事事件手続法第147条),管理すべき財産が存在していても,不在者の財産の管理の必要性に比して管理費用が不相当に高額になるような場合には,財産管理人の選任処分が取り消されることも可能とされている。

これを前提とすると,選任された不在者財産管理人が特定の土地の売却事務を行い,それが完了した時点で,他の管理すべき財産の管理の必要性に比して管理費用が高額になると認定される場合には,不在者財産管理人の選任処分を取り消すことも可能であり,結果的に,不在者の財産のうち,特定の財産のみの管理が実現される場合もあると考えられる。

もっとも、家事事件手続法の「財産の管理を継続することが相当でなくなったとき」に当たるかどうかは、財産管理事務が一定程度進捗した時点で、それまでの過程で生ずる諸事情を総合考慮して判断されるため、不在者財産管理人の負う事務負担が申立て時に見通せるわけでは必ずしもなく、予測される管理費用を低減させるとは限らないものと考えられる。

(3) 不在者の特定の財産のみを管理対象とする財産管理制度の明文化

以上を踏まえ,本文においては,不在者の財産のうち,特定の財産のみを管理対象とする財産管理の仕組みを明文で認めることについて,問題提起している。

このようにすることで、不在者財産管理人の管理対象が限定されて事務負担が軽減されることになり(不在者財産管理人には、「その管理すべき財産」について財産目録の作成義務が課せられているが〔民法第27条第1項〕、不在者の特定の財産が管理対象とされた場合には、当該特定の財産についてのみ財産目録を作成すれば足りることになると考えられる。)、ひいては、管理費用を低減させることにつながることが期待される。

もっとも、このように特定の財産のみを管理対象とすることで、かえって不在者の利益を害する結果となる場合もあるのではないかという指摘もあり得るところであり(例えば、申立人が買収目的で特定の土地のみの財産管理を申し立てているが、他の周辺土地と共に売却することが不在者の利益に資する場合や、後記2(2)で挙げられている債務がある場合等)、こうした指摘も踏まえた検討が必要である。

- 2 管理対象となる財産の範囲
 - (1) 前記補足説明1の考え方によれば,不在者の特定の財産を管理する場合における 管理対象は審判において明示されることになるが,不動産に限られず,動産や債権 等の積極財産,更には消極財産(債務)であってもよいと考えられる。
 - (2) これに対して、不在者の消極財産(債務)については、別途の考慮が必要である との指摘もあり得る。

例えば、不在者の所有する特定の土地のみを管理対象として不在者財産管理人が 選任されたが、不在者の金銭債務が管理の対象とならず、不在者財産管理人がその 弁済をすることができないとすると、当該土地がいわゆる権限外行為許可(民法第 28条)を得て売却されてもその売買代金を当該金銭債務の弁済に充てることがで きないという事態が生じ得る(権限外行為許可の在り方については、後記本文3参 照)。このような事態は、不在者に債務不履行責任を負わせるおそれをもたらすこ ととなり,不在者の利益の保護を第一次的な目的とする現行の不在者財産管理制度 と相容れないのではないかという指摘もあり得る。

これを相当でないと考えるのであれば、不在者の特定の財産を管理対象とした不 在者財産管理人の管理の範囲としては、積極財産との関係では当該特定の財産に限 られるとしても、消極財産との関係では制限されるものではないとすることも考え られる。ただし、この考え方によると、不在者財産管理人に消極財産の調査を求め ることとなり、財産管理人の負担の低減には必ずしもつながらない。

3 管理対象の追加

不在者の特定の財産を管理する不在者財産管理人は、それ以外の財産の有無を積極的に調査する義務を負わないが、財産管理事務を遂行する過程で、他にも不在者の財産で他に害悪を及ぼすおそれがあるものが存在することが判明し、その管理が必要であると判断される場合もあると考えられる。このような場合には、利害関係人による家庭裁判所への申立てによって、管理対象となる財産を追加(拡張)することが想定されるが、不在者財産管理人に申立権を与えることも考えられる。

2 不在者財産管理人の選任の申立権者

不在者財産管理人の選任の申立権者である利害関係人の範囲について, どのように 考えるか。

(補足説明)

1 利害関係人の意義

不在者財産管理人の申立権を有する「利害関係人」(民法第25条第1項)とは、 不在者の財産の管理について法律上の利害関係を有する者をいうと解されている。

そして,この「利害関係人」に当たり得るものの,個別の事案において判断されているものとして,①不在者の特定の財産の取得を希望する者,②不在者が所有する土地の隣接地の所有者,③市町村長などの公的機関があるが,これらの者に対して,不在者財産管理人の選任の申立権を付与することについて検討することが考えられる。

なお、これらの者に申立権を付与するとして、法改正を行うべきか、現行法の「利害関係人」(民法第25条第1項)の解釈の問題とすべきかについては、不在者財産管理制度に関する他の見直しの内容などを踏まえて引き続き検討する必要がある。

2 不在者の特定の財産の取得希望者

(1) 問題の所在

公共事業のために不在者の所有する土地を取得しようとする国や地方公共団体は、土地収用の手続等によりいずれにせよ強制的にその取得をすることができるから、「利害関係人」に当たるとされる(相続人不存在の場合の財産管理人選任事件につき、昭和38年12月28日最高裁家二第163家庭局長回答、家月16巻2号138頁)。これに対し、民間事業者が不在者の特定の土地の取得を希望していても、土地収用のように強制的に財産を取得する手続がないことから、「利害関係人」に当たるかどうかは個別の事案に応じて判断されている。

そこで、不在者の土地の円滑かつ適正な利用を促進する観点から、民間事業者が

用地取得しようとする場合においても、財産管理制度を利用することができること とすべきであるとの指摘がある。

(2) 取得希望者の法律上の利害関係

ア 上記のとおり、公共事業のために不在者の所有する土地を取得しようとする国や 地方公共団体は利害関係人に当たると解されているが、不在者財産管理人の申立て の時点で土地収用の手続が開始されていることまでは要求されていないため、国や 地方公共団体が不在者との間で何らかの法律関係を有しているとは限らない。その 意味で、不在者財産管理制度における「法律上の利害関係」は、比較的広く解釈さ れているといえる。

また、不在者の所有地を含めた周辺一帯について、既に宅地造成工事をほぼ完了している宅地造成販売業者からの管理人選任の申立てについて利害関係を肯定した裁判例(大分家審昭和49年12月26日家月27巻11号41頁)があるが、これは、当該宅地造成販売業者がその承諾を得ないまま不在者の所有地も含め宅地造成を行った結果、不在者に対する損害賠償債務が発生していることを理由に、法律上の利害関係を肯定したものである。その先例的価値は必ずしも明らかではないが、この裁判例によれば、不在者の土地を取得しようとする者には不法行為を行うことを奨励する結果になりかねず、不法行為をしなくても不在者財産管理制度を利用する途を開いた上で、売却の可否は財産管理人及び家庭裁判所が不在者の利益を適切に考慮して判断すべきとも考えられる

そこで、不在者の特定の土地の取得を希望する者にも、不在者財産管理人の選任 申立権を付与することが考えられる。なお、土地以外の財産であっても、不在者の 利益を適切に考慮しながら、財産の円滑かつ適正な利用を図ることが必要とも考え られることから、土地以外の財産の取得希望者にも不在者財産管理人の選任申立権 を付与することも考えられる。

これに対して、公共事業の用地取得とは異なり、民間事業者においては、土地の取得目的や買受けの確実性その他の事情から、売却を認めることが相当でない場合もあり得るのであり、不在者の利益の保護の観点から、土地の取得希望者に一律に選任申立権を付与することは相当でないという指摘も考えられる。

イ また、不在者の財産の円滑かつ適正な利用という観点からは、不在者の財産の所有権の取得希望者のみならず、不在者の財産に賃借権や用益物権の設定を希望する者に選任申立権を与えることも考えられるが、不在者の財産に担保権の設定を希望する者については、その財産の適切な管理及び利用に結び付くものではないから、申立権を付与することは困難であると考えられる。

3 不在者の土地の隣接地の所有者

(1) 不在者の所有する土地の隣接地の所有者が「利害関係人」に当たるかどうかについては、当該隣接地所有者が不在者に対して所有権に基づく妨害排除請求権などの具体的な権利を有している場合などは格別、隣接地所有者であるというだけでは利害関係人に当たらないとされている。

しかし,不在者の所有する土地は往々にして管理が十分に行き届かないため,隣 接地所有者は,景観の維持や草木の伐採のために財産管理制度を利用することを望 むことも多いと考えられる。また,不在者の土地の売却が問題となる場面では,実際には,隣接地所有者が不在者の土地の取得を希望することが多いと考えられる。

前記補足説明1(2)のとおり、法律上の利害関係を比較的広く解釈することができるとすれば、隣接地所有者は、不在者の財産(不動産)の管理について類型的に大きな利害関係を有しているともいえることから、隣接地所有者に不在者財産管理人の選任申立権を与えることが考えられる。

(2) もっとも、不在者財産管理制度は、不在者本人の利益保護を第一義的な制度趣旨としており、だからこそ管理費用は不在者の財産の中から支出することとされている(民法第27条第1項、第29条第2項)のであるが、隣接地所有者が不在者の財産(不動産)の管理を希望するのは、主として隣接地所有者自身の利益を図るためであるとも考えられ、隣接地所有者が不在者に対して何らかの法律上の権利を有していない限りは、不在者財産管理人の選任申立権を付与すべきではないとも考えられる。

なお、相隣関係規定の見直しにおいて、隣接地所有者に対する管理措置請求権などの新たな権利を創設することを検討することとしており、これが実現すれば、隣接地所有者と不在者との間に法律上の利害関係を認める方向に解釈しやすくなるともいえる。

その他,隣接地の借地権者(隣接地上の建物所有者)などにも,不在者財産管理 人の申立権者に広く含むとすることが考えられる。

4 地方公共団体

不在者財産管理人の選任の申立ては、利害関係人のほか、公益に関係することから 公益の代表者である検察官もすることができるとされているが、市町村長などの地方 公共団体等も、地域の福祉などの公益の観点から、不在者財産管理人の選任の申立て を行うことがある。

例えば、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条は、所有者不明土地の適切な管理のため特に必要があると認めるときに、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任申立てをすることができるとしている。これは、所有者不明土地に関して、国及び地方公共団体が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する施策を実施する責務を有するとされていること(同法第4条及び第5条)を踏まえ、地域の土地の管理の状況の実情を迅速かつ的確に把握することが容易な立場にある地方公共団体の長等に不在者財産管理人等の選任の申立権を付与したものであると解される。

民法においては、様々な場面で、検察官が公益の代表者として活動することが予定されており、不在者財産管理人の選任の申立ての場面で地方公共団体等を検察官と同等のものとして位置付けることは、他の民法上の諸制度との関係で慎重な検討を要するが、上記の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の例を踏まえて、引き続き、地方公共団体等の不在者財産管理への関与の在り方を検討することが考えられる。

3 申立人自身による財産管理

家庭裁判所は、不在者の財産の管理について必要な処分として、申立人自身に管理行為を行わせる(不在者財産管理人に選任することを含む。)ことができることを前提に、当該申立人と不在者との利益が相反する行為については、当該申立人は、不在者のために特別代理人又は不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならないものとすることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 問題の所在

民法は、家庭裁判所は、不在者の財産の管理について必要な処分を命ずることができる旨を規定している(民法第25条第1項)。ここでいう「必要な処分」として、裁判所が封印、競売等の特定の管理行為を命ずることもできると解されているが、申立人以外の第三者を不在者財産管理人として選任し、その者による管理が行われることが一般的である。

第三者が不在者財産管理人に就任した場合には、相当な報酬が与えられることになるが(民法第29条第2項),こうした報酬を含む管理費用を不在者の財産から支出することが見込めない場合には、申立人が管理費用相当額の予納金の納付を求められることがある。

しかし、例えば、不在者の財産は収益性の低い土地のみであるが、その土地が荒廃して草木の伐採等の管理行為をする必要が生じたケースでは、回収の可能性が低いため、管理費用相当額の予納金を納付してくれる利害関係人がおらず、結局土地の管理をすることができないことがある。

2 本文の趣旨について

前記補足説明1のとおり、民法は、財産の管理について必要な処分を命ずることができるとしているのみであるから、家庭裁判所は、財産の管理についての必要な処分として、財産管理人への報酬支払義務が生じない方法での管理を命ずることが可能な場合もあると考えられる。

すなわち、申立人自身が、あらかじめ報酬は求めないことを明らかにした上で、財産管理人に就任して必要な管理行為を行うことや、草木の伐採など単発的な管理行為だけが必要であるケースで、申立人が裁判所の命令に基づいて伐採をすることは、現行法の解釈としても、必ずしも不可能ではないと考えられる。

もっとも、不在者財産管理人は、民法第103条に規定する権限を有する上に、家庭裁判所の許可を得れば不在者の財産を処分することもできる立場にあることから、不在者の財産管理につき利害関係がある申立人に不在者の財産を管理させることは、管理行為の内容によっては利益相反となるおそれがあるが、利益相反に関する規律が不明確であるために、申立人自身に財産管理をさせるのがためらわれてきた面もあると考えられる。

そこで、本文のとおり、不在者と管理行為を行う申立人との利益が相反する行為については、当該申立人は、不在者のために特別代理人又は不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならないものとすることにより、不在者の利益の保護を図るとともに、不在者の財産の管理について必要な処分として、申立人自身に管理行

為を行わせることができることを明らかにすることについて検討することが考えられる(民法第826条第1項, 第860条参照)。

なお、申立人に単発的な管理行為を命ずるケースでは、当該行為が利益相反行為となるのであれば、そもそも申立人に管理行為を命ずることはないと考えられるため、 特別代理人等の選任が必要になるのは、申立人が財産管理人に選任された場合に限られるものと考えられる。

また、申立人自身が財産管理に関与する典型的なケースは、不在者の土地の雑草の除去や害虫の駆除等であると考えられるが、このようなケースでの財産管理は、通常、地域住民の福祉の増進にもつながるものである。このようなケースについて、地方公共団体が財産管理人の選任申立てを行い、地方公共団体自身が財産管理人となって管理行為を行うことを要望する声があるが、これについては、土地の管理に関する地方公共団体の責務の在り方の議論を踏まえて、地域住民の福祉の増進の観点から引き続き検討する必要がある(前記本文2補足説明4参照)。

3 利益相反行為の該当性

(1) 判例によれば、利益相反行為に該当するか否かは、代理人の意図や動機、行為の結果等の具体的な事情とは関係なく、代理行為自体を外形的・客観的に考察して、その行為が代理人にとっては利益となり、本人にとっては不利益となるものであるかによって判断されるものとされている(最判昭和42年4月18日民集21巻3号671頁)。

この基準によると、不在者財産管理人の選任それ自体が利益相反行為となることはないと考えられるが、例えば、不在者の財産を申立人自身に売却することを目的として不在者財産管理人の選任の申立てがされたケースで当該申立人を不在者財産管理人に選任することについては、いずれにせよ、財産管理の公正性の確保の観点から慎重な対応が必要になると考えられる。

(2) 所有者不明土地問題への対応として不在者財産管理制度の利用が問題となる典型的な場面として、①雑草の除去等の土地の維持・管理行為、②第三者に対する土地の売却、③共有物分割や遺産分割があるが、基本的には、①及び②については利益相反行為とならず、③については利益相反行為に該当するものと考えられる(遺産分割について、最判昭和49年7月22日家月27巻2号69頁)。

(参考)

○ 最判昭和49年7月22日家月27巻2号69頁

「民法826条2項所定の利益相反行為とは、行為の客観的性質上数人の子ら相互間に利害の対立を生ずるおそれのあるものを指称するのであって、その行為の結果現実にその子らの間に利害の対立を生ずるか否かは問わないものと解すべきであるところ、遺産分割の協議は、その行為の客観的性質上相続人相互間に利害の対立を生ずるおそれのある行為と認められるから、前記条項の適用上は、利益相反行為に該当するものといわなければならない。」

4 複数の不在者について一人の不在者財産管理人を選任して行う財産管理 財産の管理について必要な処分として、数人の不在者(土地の共有者のうち複数の 者が不在者である場合を含む。)の財産の管理を一人の不在者財産管理人に同時に行わせることができることを前提に、不在者の一人と他の不在者との利益が相反する行為については、不在者財産管理人は、その一方のために特別代理人又は不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならないものとすることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

例えば、特定の土地について数次相続が生じ、その土地を共有する相続人が多数に及んでいるケースでは、複数の共有者が不在者となっていることがある。現行法下では、数人の不在者のために一人の不在者財産管理人を選任することが禁じられているわけではないが、どのような場合であればそのような選任をすることができるかは明らかでない。

上記のケースのように、数人の不在者の財産に関連性があるケースであれば、一人の不在者財産管理人にその管理を委ねた方が合理的な場合もあると考えられ、申立人の予納金の負担なども、複数の異なる不在者財産管理人を選任する場合に比べると軽減することができる可能性がある。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の附帯決議(衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会)においても、「財産管理制度の円滑な利用を図るため、複数の土地共有者が不在者であるときは、不在者財産管理人は、複数の土地共有者を代理することができる仕組みを検討すること」とされている。

もっとも、数人の不在者の財産に関連性があるケースにおいては、これらの不在者の管理人となった者が行う行為の内容によって、不在者同士に利益相反が生ずるおそれがある(共有物分割や遺産分割が利益相反行為に当たることについて、前記3の補足説明3(2)参照)が、利益相反に関する規律が不明確であるために、数人の不在者のために一人の不在者財産管理人を選任すること自体がためらわれてきた面もあると考えられる。

そこで、本文のとおり、数人の不在者の財産の管理を一人の不在者財産管理人に同時に行わせることができることを前提に、不在者の一人と他の不在者との利益が相反する行為については、不在者財産管理人は、その一方のために特別代理人又は不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならないものとすることについて、検討することが考えられる(民法第826条第2項参照)。

5 不在者財産管理人が不在者の不動産を処分する場合における規律の整備

不在者財産管理人が不在者の不動産を処分する場合における考慮要素を明文化することについて、どのように考えるか。

例えば、①不在者が従来の住所地又は居所地に帰来する可能性(不在者の不在の期間)、②当該不動産が債権者により強制的に処分される蓋然性と任意売却の相当性、 ③当該不動産及びその周辺地域の状況、④不在者の財産全般の状況を考慮要素とする ことについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 問題の所在

現行法において、不在者財産管理人は、不在者の財産について民法第103条に定める行為(保存行為及び目的物又は権利の性質を変えない範囲内での利用・改良行為)をする権限を有し、これを超える行為を必要とするときは、裁判所の許可(いわゆる権限外行為許可)を得ることを要するものとされている(民法第28条)。

いかなる場合であれば不在者財産管理人が権限外行為をする必要性があるといえるかについては法文上明らかではなく、権限外行為をするかどうかの判断は、一次的には、不在者の財産について善管注意義務を負っている不在者財産管理人に委ねられ、また、権限外行為許可を行うかどうかは、個々の裁判官の判断に委ねられている。

もっとも、不在者の不動産を処分する場面における権限外行為許可は、不在者の財産関係に直接影響を及ぼし、かつ、その度合いも大きいことから、権限外行為をするかどうか、また、それに対し裁判所が許可をすべきかどうかの判断基準はできる限り具体化していることが望ましいという指摘がある。

また,不在者財産管理制度は,公共事業の用地買収において活用され,管理人が権限外行為許可を得て事業者に不在者の土地を売却することがしばしば行われているが,不在者の特定の財産のみを管理する仕組みを創設した上で,現行の実務と同様に当該財産の売却を可能とすることを要望する声がある。

さらに、実務上は、建物の所有者が不在者となって、当該建物が周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態にある特定空家等(空家等対策の推進に関する特別措置法〔平成26年法律第127号〕第2条第2項)に該当する場合には、地方公共団体等が利害関係者として不在者財産管理人の選任を申し立て、管理人が裁判所の許可を得て当該建物を除却する例もあり、不在者の特定の財産のみを管理する仕組みを創設する場合には、引き続きこうした対応をすることが可能になるように配慮する必要がある。

そこで,不在者財産管理人が不在者の所有する不動産を処分することの可否に関する予測可能性を高めるため,処分の際の考慮要素を明示することが考えられる。

2 考慮要素の内容について

- (1) まず,不在者が従来の住所又は居所に帰来して当該財産を自ら利用又は処分する可能性が低くなれば,それに応じて不在者の不動産をそのままの形で維持する必要性は薄まり,売却して金銭に換えることの相当性が相対的に高まると考えられる。そこで,本文①では,不在者の帰来可能性を考慮要素の一つとして例示している。この帰来可能性を判断する上では,不在者の不在の期間の長さが考慮されることになるものと思われる。
- (2) 次に、例えば、不在者の不動産につき、固定資産税や抵当権の被担保債務の支払が滞っており、公売や競売が不可避になっているような状況では、不動産を任意売却してより多額の支払原資を確保することが不在者の利益に沿うものと思われる。そこで、本文②では、当該不動産が債権者により強制的に処分される蓋然性と任意売却の相当性を考慮要素の一つとして例示している。これを判断する上では、その不動産に関する債務の額や債権者の態度、その不動産の市場価格などが考慮される

ことになるものと思われる。

- (3) また、現行法下での実務で定着しているとおり、不在者の不動産及びその周辺地域において公共事業が実施される場合には、いずれ強制的に収用されることになるのであるから、当該不動産の買収に応ずることが不在者の利益に沿うものと考えられる。前記1の特定空家等に該当する場合も、いずれ行政代執行として建物の除却命令がされることになるから(空家等対策の推進に関する特別措置法第14条)、当該建物の除却に応ずることが不在者の利益にかなうものということができる。そこで、本文③では、当該不動産及びその周辺地域の状況を考慮要素の一つとして例示している。
- (4) 現行法においては、個別の事案に応じ、不在者の財産全般の状況を踏まえて不動産の処分の可否が判断されているものと考えられることから、本文④では、不在者の財産の全般の状況を考慮要素として挙げている。もっとも、不在者の特定の財産のみを管理する場合には、不在者の財産全般の状況を把握することが困難になるため、これを考慮要素として明示することの適否について検討を深める必要があると考えられる。

6 不在者財産管理人の管理する財産についての供託の活用

不在者財産管理人の管理する財産が金銭(不在者の保有する財産の管理,処分その他の事由により生じた金銭を含む。)のみとなった場合には,不在者財産管理人は, 当該金銭を供託することにより,手続を終了することができることとしてはどうか。

(補足説明)

不在者財産管理人の事件においては、財産の管理の必要性や財産の価値に比して管理の費用が不相当に高額となった場合など、財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、その選任処分の取消しの審判をすることとされている(家事事件手続法第147条)。

しかし、管理対象財産として、現金や預金債権のみが残存している場合には、「財産の管理を継続することが相当でなくなったとき」に該当するといえるか判然とせず、 実務上は、金銭が存在する限り管理を継続している事案があるとの指摘がある。

このような事案で不在者の財産の管理を継続するしかないとすると,不在者財産管理人の負担の増加や事件の滞留を招くこととなるほか,管理費用や報酬が増加し,そこには不在者の財産が充てられるため,不在者の利益にむしろ反する結果となってしまう可能性がある。

そこで、不在者の利益を図りながら、管理事務の適正化を図るため、不在者財産管理人は、管理している金銭を供託することができることとし、この供託がされた場合には「財産の管理を継続することが相当でなくなったとき」に該当し、選任処分の取消しの審判がされることにより、手続を終了させることを可能とする規律を設けることが考えられる。

この場合に不在者財産管理人がする供託の性質としては、債権者が受領不能である場合の弁済供託(民法第494条)に類似するものと位置付けることが考えられる。

第2 相続財産管理制度の見直し

1 総説

相続財産に属する土地の管理が問題となっていることを踏まえ、相続財産を適切に 管理することができる仕組みを整備するとともに、相続人のあることが明らかでない 場合における相続財産管理の制度(民法第951条以下)を合理化することとしては どうか。

(補足説明)

所有者不明土地問題に関連して、相続財産に属する土地が放置されて荒廃し、近隣への迷惑、周辺環境への悪影響を及ぼしているが、相続財産管理制度において、当該土地のみを適切に管理することができるようにする必要があるとの指摘がある。特に、法定相続人の全員が相続の放棄をしたときなどに用いられる、相続人のあることが明らかでない場合における相続財産管理制度(民法第951条以下)は、相続財産の清算を目的とするものであるため、手続が重く、コストがかかることから、相続財産に属する土地を適切に管理しようとしても、この制度を利用することができない場合があるとの指摘がある。

一方,現行民法は、上記の相続財産管理制度以外にも、相続の段階ごとに各種の相続財産管理制度を設けている(民法第918条第2項,第926条第2項,第940条第2項等)が、実際には、相続財産の管理のための手段として十分に利用されているとは言い難い状況にある。これは、利害関係人がこれら各種の相続財産管理制度を利用しようとしても、相続がどの段階にあるのかを把握することが容易でないため、これらの制度が段階的に設けられていること自体が、その利用を困難にさせる要因となっているためであると考えられる。

また、法定相続人の全員が相続の放棄をすると、民法第952条の相続財産管理制度によらない限り、相続財産の管理ができなくなることも、問題の原因の一端を担っていると思われる。

そこで、相続財産を適切に管理することができる仕組みを整備するとともに、民法 952条の相続財産管理制度を合理化することが考えられる。

2 相続財産を適切に管理することができる仕組み

- (1) 相続の承認や放棄に関わる各種の相続財産管理制度(民法第918条第2項,第926条第2項,第940条第2項)を見直し、家庭裁判所は、申立てによって、相続の開始があった時から、いつでも、相続財産管理人の選任を含む相続財産の保存に必要な処分を命ずることができるものとし、一定の事由が生じた場合には、処分を取り消すものとすることについて、どのように考えるか。
- (2) (1)の相続財産管理制度に関しては、前記第1の不在者財産管理制度の見直し(前記第1の5〔不動産を処分する場合における規律の整備〕を除く。)と同様の規律を設けることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 本文(1)について

- (1) 相続財産の一部のみを管理することも可能とする新たな相続財産管理制度
- ア 相続が開始すると、相続財産を承継する手続が進められていくことになるが、その帰属が流動的である間は、往々にして、相続財産に属する財産の管理が適切に行われなくなることがあるため、現行民法は、利害関係人又は検察官の請求により、相続財産の保存に必要な処分を行う相続財産管理制度を設けている。

そして、現行法においては、相続の段階に応じて、各種の相続財産管理制度が設けられている。このうち、相続の承認及び放棄に関する総則(第5編第4章第1節)においては、「家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。」(民法第918条第2項)とされている。この相続財産管理制度は、相続財産の全体を把握することができない段階をも対象とするものであるから、特定の財産のみの管理が想定されているものと考えられる上、その規定の位置からして、相続の承認・放棄の前後を通じて「いつでも」相続財産の管理をすることができると解釈することも可能であるため、これを活用すれば、相続の単純承認がされて相続財産が相続人の財産に組み入れられた場合を除き、相続財産の一部のみを管理することができるとも考えられる(なお、同項では、「保存に必要な処分」という表現がとられているが、同条第3項により民法第28条が準用されるため、相続財産管理人として選任された者は、自らの判断で民法第103条の管理行為を行う権限を有するし、家庭裁判所の許可を得てこれを超える処分行為を行うこともできる。)。

イ しかし、民法第918条第2項は、同条第1項の「相続人は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。」との規定を受けたものであるため、相続の承認又は放棄がされたときは、同条第2項の相続財産管理制度を利用することはできないものとも解釈できる。

加えて、この他にも、限定承認が行われた場合における相続財産の管理に関する規定(民法第926条第2項)や、相続の放棄が行われた場合における相続財産の管理に関する規定(民法第940条第2項)、法定相続人の全員が相続放棄をしたときなど相続人のあることが明らかでない場合における相続財産の管理に関する規定(民法第952条)も設けられているため、これら各種の相続財産管理制度は、相互の関係を理解することが容易ではなく、相続財産に属する土地が荒廃しているなど、対応に急を要するケースでも、利害関係者から見て相続がどの段階にあるか不明であることから、これらの相続財産管理制度を活用することは困難な状況になっている。

また,所有者不明土地に関連してしばしば問題となる相続人のあることが明らかでない場合における相続財産管理制度(民法第951条以下)について,相続財産のうち特定の物だけを管理する必要があるときに対応することができないとの指摘がある。相続人のあることが明らかでない場面では,現行法上,上記の民法第918条の相続財産管理制度を用いることは困難であり,相続財産の全部の清算に向けた手続が予定されているものと考えられる。この場面では,相続財産を適切に清

算し、残余財産を最終的に国庫に帰属させることが要求されるため、相続財産の全部を管理する要請が一定程度働くといえるが、相続財産に属する特定の財産の保存・管理のみが当面必要である場合にも、相続財産の全部の清算に向けた手続をとらなければならないものとする必然性は必ずしもないとも考えられる。

ウ 以上を踏まえ、本文(1)では、相続財産の一部のみを管理する仕組みを創設するため、現行民法第918条第2項の相続財産管理制度を軸として、第926条第2項及び第940条第2項の相続財産管理制度を整序するとともに、相続人のあることが明らかでない場合にも清算を目的としない相続財産管理ができるものとして、新たな相続財産管理制度を創設することを取り上げている。もっとも、相続財産の一部のみを管理する仕組みについては、相続人の利益保護の観点から、前記第1補足説明1(3)と同様に、かえって相続人の利益を害する結果となる場合もあるのではないかという指摘もあり得るところであり、こうした指摘も踏まえた検討が必要である。また、相続人のあることが明らかでない場合にも清算を目的としない相続財産管理を行い得るとしたときには、特に相続財産全部を管理する場合にどのような要件の下で管理の終了を認めるのかなどについて検討する必要がある。

(2) 要件・始期,管理処分の内容等

新たな相続財産管理制度を利用することができる期間の始期は、現行民法第918条第2項の相続財産管理と同様に、相続の開始時とし、その要件は、被相続人の死亡と相続財産に属する何らかの財産の存在とすることが考えられる。

また、相続財産の管理処分の内容等についても、同項及び同条第3項等と同じく、「相続財産の保存に必要な処分」とし、家庭裁判所が相続財産管理人を選任したときは、不在者財産管理人に関する第27条から第29条までの規定を基本的に準用することが考えられる。

もっとも、新たな相続財産管理制度のもとでは、後記(3)のとおり、相続人の意向を考慮する必要があると考えられる場面があり、管理人としてどのような活動をすべきかについては、不在者財産管理人等とは異なる視点から検討する必要があると考えられる。

(3) 終期

ア 新たな制度による相続財産管理に関する処分の終期については、一定の事由が発生したときは、処分の取消しの審判をしなければならないものとすることが考えられる(家事事件手続法第201条第10項、第125条参照)。

この処分の取消事由については、差し当たり、次の2案が考えられる。

- 【甲案】裁判所は、⑦単独の法定相続人が相続を承認したとき、②共同相続人間で 遺産の分割がされたとき、⑦民法第952条の相続財産の管理人が選任され たときは、新たな制度による相続財産管理に関する処分を取り消さなければ ならないものとする。
- 【乙案】裁判所は、⑦相続人全員が単純承認をしたとき(法定単純承認を含む。), ①限定承認者が民法第927条以下の規定に基づき相続債権者等に対する弁済を完了したとき、⑦民法第952条の相続財産の管理人が選任されたときは、新たな制度による相続財産管理に関する処分を取り消さなければならな

いものとする。

両案の差異は、遺産共有状態にある財産(不動産)の管理につき、新たな相続財産管理制度でカバーするか、共有物の管理者制度でカバーするかにある。

【甲案】は、相続財産の流動性を重視し、複数の相続人が相続の承認をして相続 財産が遺産共有状態になっているときも、遺産分割がされるまでは流動的な状態が 継続することを踏まえ、遺産分割がされるまでの間は相続財産管理を継続すること ができるものとするものである。

これに対し、【乙案】は、遺産共有状態であっても、共有物の管理に関する事項については、民法第252条の規律によって決すべきことを重視し、相続の承認により遺産共有状態になった場合において、相続財産に属する財産を管理する必要があるときは、部会資料3の第1の5で提案した裁判所の選任による共有物の管理者制度でカバーしようとするものである。

イ 【甲案】について

【甲案】は、対象となる期間の終期が比較的明確であり、利害関係者にとっても 相続財産管理の終期を把握しやすいという点で、メリットがあると考えられる。

もっとも、【甲案】によれば、共同相続人が相続の承認をして、相続財産に属する土地(財産)を共同相続人による共有物であると認識している場合であっても、相続財産管理人が当該土地(財産)を管理することを可能とするものであるから、相続人の意思をどのようにして考慮するかが課題となり、管理人の職務・権限の在り方を検討する必要がある。

なお、この考え方を採る場合には、家事事件手続法第200条に基づく遺産分割前の保全処分としての財産管理者の制度の在り方についても併せて検討する必要があるものと考えられる。

ウ【乙案】について

【乙案】は、共有物の管理に関する事項は、基本的に共有者の決定によるべきであり、特定の相続人間の遺産共有状態となることが確定すれば、共有物の管理者制度の対象とするとの考え方に立った上で、特定の相続人間の遺産共有状態となるかどうかが確定していないような、相続財産の流動性が特に強い段階については、相続財産管理制度を可能な限り広く利用できるようにしようとするものである。

もっとも、【乙案】については、裁判所の選任による共有物管理者制度の導入についてどのように考えるかが問題となるほか、例えば、共同相続人の一部の者のみが単純承認をしたが、承認・放棄をしていない相続人もいる段階においては、【甲案】と同様に相続人の意向をどのようにして考慮するかが課題となると考えられる。

また、限定承認がされた場合には、相続財産の清算手続に入ることになるが、この段階も相続財産の流動性が強いと考えるのであれば、清算手続の終了時までの間は新たな相続財産管理の対象期間とすることが考えられる。なお、限定承認がされた場合には、清算のための相続財産管理人の選任が義務付けられている(民法第936条第1項)ことから、この場面においてこれと重複して新たな相続財産管理制度を設ける必要があるかも検討する必要がある。

(4) その他の制度との関係

相続開始時において戸籍上法定相続人が存在しないケースなど、相続開始当初から相続人があることが明らかでない場合には、現行法においては、相続の開始と同時に相続財産法人が成立し(民法第951条)、清算をすべきことになる。

本文(1)の新たな相続財産管理制度を創設した場合には、このようなケースでも相続財産の一部を管理することが可能になり、同制度を利用する限りは清算をする必要がなくなる。いずれの相続財産管理制度を用いるかは、基本的に申立人の判断に委ねられるものと考えられるが、新たな相続財産管理制度から相続人のあることが明らかでない場合の相続財産管理制度への移行に関する規律の要否などについて、更に検討を深める必要がある。

また、相続財産の管理に関しては、相続債権者や相続人の債権者がその債権を保全するために用いられる財産分離の場面でも、必要な処分を命ずることができるものとする相続財産管理制度が設けられている(民法第943条、第950条第2項)。財産分離制度は、相続債権者や相続人の債権者が、相続財産と相続人の固有財産とが混合することを防ぎ、それぞれが有する債権を保全するために用いるものであって、相続財産管理制度についても、相続の承認・放棄とはリンクしない形で規定されており、現行民法第918条等の相続財産管理制度とは状況が異なると考えられるが、共通する部分もあるので、新たな相続財産管理制度を創設する場合には、これらの規定との関係を整理する必要があると考えられる。

2 本文(2)について

- (1) 新たな相続財産管理制度は、財産の保存・管理を目的としている点で、不在者財産管理制度と共通していることから、前記補足説明1のとおり、管理処分の内容等については、基本的に不在者財産管理制度の規定を準用することが考えられる。
 - そして,不在者財産管理制度の見直しを行う場合には,特定の財産のみを管理することもできることや,申立権者の範囲,申立人自身が相続財産管理人になることを前提に利益相反の規律を設けることなど,基本的な部分では,不在者財産管理制度の見直しの内容と同様とすることが考えられる。
- (2) 一方,新たな相続財産管理制度は,共同相続人が不在者ではないことを前提とするため,財産の処分については,処分をするかどうかの判断は共同相続人全員の判断に委ねることが適当であり,この点では不在者財産管理制度と同じように扱うことは相当でないと考えられる。
 - そこで、本文(2)は、不動産を処分する場合における規律の整備を除き、前記第 1の不在者財産管理制度の見直しと同様の規律を設けることを内容とするもので ある。
- (3) もっとも、戸籍上法定相続人となる者がいないケースや、法定相続人の全員が相 続の放棄をしたケースにおいて、新たな相続財産管理制度のもとでの相続財産管理 人が選任されたときは、意思決定をすべき相続人の存否が不明なのであるから、不 在者財産管理の場面と類似する。そのため、このような場合については、不在者財 産管理制度の見直しと同様に、相続財産に属する不動産を処分する場合における規 律を整備することも考えられる。

- 3 相続人のあることが明らかでない場合における相続財産管理制度の見直し
 - (1) 家庭裁判所は、相続人のあることが明らかでない相続財産につき、申立人自身を相続財産の管理人に選任することができることを前提に、当該申立人と相続財産との利益が相反する行為については、当該申立人は、相続財産のために特別代理人又は相続財管理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならないものとすることについて、どのように考えるか。
 - (2) 相続人のあることが明らかでない場合における相続財産管理制度の清算手続の合理化について、どのように考えるか。

例えば、①家庭裁判所による選任の公告(民法第952条第2項。以下「公告①」という。)、②相続債権者らに対する請求申出を求める公告(民法第957条第1項。以下「公告②」という。)、及び③相続人捜索の公告(民法第958条。以下「公告③」という。)の全部又は一部を同時並行で行い、かつ、各公告の期間を短縮することについて、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 本文(1)について
 - (1) 相続人のあることが明らかでない場合には、相続財産は法人となる(民法第95 1条)。そして、現行法では、その財産の管理・清算のために、申立てによって相 続財産管理人が選任される。

第三者がこの相続財産管理人に就任した場合には、相当な報酬が与えられることになるが(民法第953条,第29条第2項),こうした報酬を含む管理費用を不在者の財産から支出することが見込めない場合には、申立人が管理費用相当額の予納金の納付を求められることがある。

そこで,不在者財産管理人の見直しと同様に,相続人のあることが明らかでない場合における相続財産管理人についても,申立人自身が選任され得ることを前提に,利益相反行為についての規律を設けることが考えられる。

- 一方,この場合における相続財産管理人は,不在者財産管理人とは異なり,清算を目的とするものであるから,管理業務に関する知識及び経験並びに相応の資質及び能力が要求され,申立人自身を選任することが必ずしも望ましいとはいえない。そこで,申立人自身が相続財産管理人として選任され得るのは,予想される相続財産が僅少である場合や,申立人自身が相当の知識及び経験を有する場合,相続財産の管理及び処分をするのに十分な能力を有する者である場合に限られるとすることも考えられる。
- (2) 相続人のあることが明らかでない場合における相続財産管理人については,不在者財産管理人の規定が準用される(民法第953条)。そのため,前記第1の見直し後の不在者財産管理人の規定がそのまま準用されれば,相続財産管理人についても同様の規律となる。もっとも,この場合における相続財産管理人は,相続財産の清算を目的とするものである点で,不在者財産管理人とは異なる性質を有しており,そのまま不在者財産管理人と同様の規律としてよいか別途の検討が必要となる

項目もある。

すなわち、相続財産に属する不動産を処分する場合における規律の整備については、不在者財産管理人におけるのと同様の規律とすることが考えられるが、他方で、その性質に照らせば、相続財産のうち特定の財産のみを管理の対象とするという仕組みや、供託を活用することにより管理を終了するという仕組みには馴染まないし、また、相続財産の清算について利害関係を有する者は、相続債権者等に限られることから、その申立権者の範囲を拡大する必要もないと考えられる。

そこで、相続人のあることが明らかでない場合における相続財産管理人については、どの項目について不在者財産管理人と同様の規律とし、どの項目について別異の規律とするのか、検討を深める必要がある。

2 本文(2)について

- (1) 現行民法は、家庭裁判所による選任の公告(民法第952条第2項。公告①)を2箇月間行い、その後に、相続債権者らに対する請求申出を求める公告(民法第957条第1項。公告②)を2箇月間行い、その後に、相続人捜索の公告(民法第958条。公告③)を6箇月間行うこととしている。これに対しては、公告手続を何回も行わなくてはならず、権利関係の確定に合計10箇月以上を要するため、必要以上に手続が重くなっており、相続財産の管理費用も必要以上に高くなっているとの指摘がある。
- (2) 公告①と公告③は、相続人に出現ないし権利主張を促すという点では趣旨が共通し、公告②と公告③は、相続債権者等に権利主張を促すという点では趣旨が共通する。そして、それらの各公告は、その順に行わなければならないとする必然性はなく、失権の前提として権利主張を促す機会が与えられていれば十分であるとも考えられる。

そこで、本文は、これらの各公告を同時並行的に行うこととしている。その組み合わせとしては、公告①から公告③までを全て同時に行う方法のほか、公告①と③を同時に行い、その後に公告②を行う方法や、公告②を先に行い、その後に公告①と③を同時に行う方法など、様々なものが考えられる。

(3) 現行法においては、公告③は、相続債権者らへの公告及び弁済の後にされることとされている(民法第957条)。この段階においては、手続を急ぐ必要がなく、できるだけ相続人を探すべきであるとして、民法制定時には1年以上の公告期間が定められていた。その後、通信、交通手段の発達を踏まえ、昭和37年の民法改正においては、管理人の相続財産の管理の煩わしさを軽減するために、現行の6箇月という期間に短縮された。

もっとも、その時点から更に50年以上が経過した現在においては、その当時よりも更に通信、交通手段が発達していることは明らかである。平成25年に制定された家事事件手続法においても、失踪宣告の手続における不在者による生存の届出期間等が短縮され、従来、普通失踪の場合は6箇月以上、危難失踪の場合は2箇月以上とされていたものが、普通失踪の場合は3箇月以上、危難失踪の場合は1箇月以上とされたところである。

そこで、例えば、公告③に当たる公告から権利者の失権までの期間を、これと同

様に3箇月以上とするなどして、全体の手続期間を短縮することが考えられる。

4 法定相続人の全員が相続放棄をした場合における放棄者の管理義務 法定相続人の全員が相続放棄をした場合における放棄者の相続財産の管理義務に ついて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 問題の所在

相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならないとされている(民法第940条1項)。

この管理継続義務は、次順位の相続人が相続財産の管理を始めることができるまでの管理についてのものである(共同相続人の一人が相続放棄をした場合に、他の共同相続人が相続財産の管理を始めることができない特別の事情があるときも、同条の適用はあると解されている。)。そのため、法定相続人の全員が相続放棄をし、次順位の相続人が存在しない場合にも同規定が適用されるかについては、必ずしも明らかではない。また、相続放棄者が、相続財産を占有していない場合や、相続財産を把握していない場合にまで、管理継続義務を負うかどうかも必ずしも明らかでない。

これに対して、法定相続人の全員が相続の放棄をした相続財産の中に不動産があり、その不動産が管理不全状態に陥っているケースなどを念頭に、相続放棄者に相続財産の管理義務を負わせるべきであるとの指摘がある。また、法定相続人の全員が相続の放棄をしたときには、相続財産は相続人のあることが明らかでないものになるから、相続放棄者に民法第952条の相続財産管理人の選任請求義務を課すべきであるとの指摘も考えられる。

2 検討

- (1) 前記補足説明1のとおり、現行法においては、法定相続人の全員が相続の放棄をした場合には、民法第952条の相続財産管理人の選任をしない限り、第三者が相続財産の管理に関与することが困難であると考えられるため、相続の放棄をした者の管理継続義務(民法第940条第1項)を手掛かりにしてこれを一歩進め、この場合でも相続放棄者に管理継続義務を負わせることや、民法第952条の相続財産管理人の選任請求義務を負わせることが考えられる。
- (2) 他方で、相続人は、自己の責任で生じたわけでもない被相続人の権利義務関係を 承継することを強制されず、自由に相続の放棄をすることができるとされているの であり、相続財産の管理継続義務は、その放棄によって相続人となった者が相続財 産の管理を始めることができるまでの間に限るべきであるとも考えられる。

また、複数の相続人が順次相続放棄することにより、相続人のあることが明らかでなくなった場合に、最終的に相続放棄した者が管理継続義務や民法第952条の相続財産人の選任請求義務を負うとすると、先に相続放棄をした者は管理継続義務等を免れ、後で相続放棄をした者が管理継続義務等を負い続けることとなり、同じ放棄者であっても相続放棄のタイミングによって相続財産の管理継続義務等を負

うか否かの差異が生ずることとなる上、先順位の相続人の相続放棄により相続人となった後順位の相続人が相続放棄した場合などには常に後順位の相続人が管理継続義務等を負い続けることとなりかねない。その一方で、先順位の相続人は後順位の相続人が相続を承認しない限り相続財産の管理継続義務等を負うとすると、先順位の相続人は、後順位の相続人が相続放棄をしたか否かを自動的に知り得る立場にはないにもかかわらず、後順位の相続人が相続を承認しない限り、相続財産の管理継続義務等を負うとすることは負担が大きいとも考えられる。

(3) なお,前記(1)のとおり,現行法において,法定相続人全員が相続の放棄をした場合には,第三者が相続財産の管理に関与することができないことが問題であるとすれば,前記本文2の新たな相続財産管理の仕組みを導入することで対応することも考えられるところであり,この点も考慮して相続財産の管理継続義務等を検討する必要がある。

第3 土地の管理人を選任する新たな財産管理制度の創設

不在者財産管理制度及び相続財産管理制度とは別に、土地の所有者が、不在者、相続財産法人若しくは会社であってその代表者が不在者又はこれに類する所在不明状態になっている場合において、当該土地を適切に利用し、又は管理するために、当該土地の管理人を選任する新たな財産管理制度を創設することについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 問題の所在

いわゆる所有者不明土地とは、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない土地をいうが、その中でも、所有者を把握することが特に困難であるものがある。所有者が不在者であるケースや、登記名義人が死亡して相続人のあることが明らかでない相続財産になっているケースがその典型であるが、その他にも、所有者が会社であって、その代表者が不在者であるケースなどが考えられる。これらのケースにおいては、土地が利用も管理もされずに放置されることになり、その状態が継続すると、例えば土地の地盤が緩んで隣地等に崩落する危険を生じたり、土地が害虫や害獣の巣窟となって周囲に危険を及ぼしたりすることがある。

こうした土地は、民事法においては、所有者の探索をした上で、所有者が不在者であるときは不在者財産管理制度を、相続人のあることが明らかでないときは民法第951条以下の相続財産管理制度を利用して管理が図られることになる(注)。もっとも、これらの制度においては、現行法下では、基本的に財産の帰属主体の財産を全般的に管理するものとして運用され、問題となっている土地以外の財産まで管理する必要が生じ、管理費用が高くなる傾向にあるとの指摘がある。

そこで、本文では、前記のように土地の所有者が所在不明状態にあるケースを念頭に置いて、現行の不在者財産管理制度及び相続財産管理の制度とは別に、土地を適切に管理することに特化した新たな財産管理制度(以下「土地管理制度」という。)を創設することを取り上げている。

(注) 土地が清算株式会社の所有に属する場合においては(会社法第475条以下),裁判所が,清算人に対して会社法が規定する清算手続のすべてを履践することを求めず,申立人が目的とする清算業務のみを行い,当該業務が終了した時点で,非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第59条第1項により選任命令を取り消して当該清算人の業務を終了させる運用がされる例がある(いわゆるスポット運用)。

2 考えられる検討課題

(1) 土地管理制度の必要性・趣旨

土地の所有者の全員が所在不明状態にあるときは、一般に、土地が利用されずに 死蔵され、また、管理されずに管理不全状態に陥っていくことになる。

こうした土地を適切に管理するために土地管理制度を創設することが考えられるが、その制度趣旨としては、大別して、①土地の利用を促進するものとする方向と、②管理不全状態になって周囲に迷惑をかけることを防止するものとする方向が考えられ、土地管理制度の要件は、制度趣旨に合わせて設定することになる。

もっとも, ①については, 土地政策の観点から実現を図るべきとも考えられ, 土地法制との関係が検討課題となる。

また,②については、どのような状態を管理不全状態として想定するかが問題となるが、例えば、管理人の行為によって所有者の権利が制約されることを正当化するために、病害虫の発生など実際に周囲に迷惑をかけていることを管理不全状態として想定することが考えられる。

(2) 民事法上の位置付け

現行法における不在者財産管理制度等は、基本的に、財産の帰属主体の利益を保護しつつ、利害関係人の利益や社会経済上の公益を保護するものと解される。

これに対して、土地管理制度の趣旨を①土地利用の促進とした場合には、公益が主たる保護対象となると考えられ、従来の民事法上の財産管理制度とは性質が異なるものになると思われる。他方で、土地管理制度の趣旨を②土地の適切な管理とした場合には、公益や利害関係人の利益が主な保護対象となるものの、土地が適切に管理されることによって、土地所有者本人の利益の保護にも資するということができ、民事法上の財産管理制度と一定の親和性があるとも思われる。

また、土地管理制度の趣旨を②土地の適切な管理とした場合には、今後取り上げる予定の相隣関係規定の見直しにおける管理措置請求制度の導入の要否との関係を検討する必要がある。管理措置請求制度は、土地が管理不全状態になっている場合には、当該土地の隣地の所有者は、当該土地の所有者に対し、土地の管理不全状態を除去させることができるとするものであり、土地が管理不全状態となっていることを念頭に置く点で土地管理制度と共通する部分があるが、除去措置をとることを隣地所有者の権利として位置付ける点で異なっている。

その他,建物が適切に管理されない場合にも,周囲に不利益を与える場合があり得るが,建物の管理も目的とするかどうかが問題となる。また,前記第1及び第2では,不在者財産管理制度や相続財産管理制度における特定の財産のみを管理する仕組みを検討してきたが,それらと土地管理制度とをいずれも設けるかどうかも検討課題と考えられる。

(3) 土地管理制度における管理人の法的地位,職務内容等

現行法における各種の財産管理制度における管理人の法的地位については様々な解釈があるが、例えば、土地管理制度の趣旨を②土地の適切な管理とし、土地所有者の利益保護の観点を重視するのであれば、一つの構成として、土地管理制度の管理人を土地所有者の法定代理人と位置付けることが考えられる。

もっとも、土地管理制度を、土地の適切な管理を図るためのものと位置付けた場合に、管理人は、管理不全状態を除去することに関する行為以外にどのような行為を行う権限を有するものとすべきかなどが課題となる。例えば、財産管理人が当該不動産の処分をすることができるのか、できるとしてその可否をどのような考慮要素に基づいて、どのような手続により判断するかが課題となる(この点は、土地管理制度の趣旨を①土地利用の促進とする場合にも同様に問題になる。)。

また,現行法における財産管理制度では,管理費用は財産の帰属主体の負担とされ,管理人の報酬も当該帰属主体の財産から支出されることが一般であるが,土地管理制度においても,土地所有者の利益保護の観点を重視して,これと同様とすることが考えられる。

以上